

広島県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和八年十月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の種類	施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	メリィハウス五日市コイン通り	広島市佐伯区五日市 中央一丁目14番6号	令和8年10月20日